

## 民主党・派遣労働者等の解雇防止の特別措置法案について 非正規労働者も雇用調整助成金の対象に

民主党非正規雇用対策 PT 座長 細川律夫  
同事務局長 小林正夫

- 企業の業績悪化が急激に進む中、大手製造業でも減産が本格化し、中小企業を中心に受注が大幅に減少している。雇用を可能な限り維持しようという企業から、休業時に従業員に休業手当<sup>1</sup>や賃金等の一部を支給する雇用調整助成金<sup>2</sup>の申請が今後増加することが予測される。
- しかしながら、雇用調整助成金の受給対象となる労働者は、一事業主のもとで、6ヶ月以上雇用保険に加入していないと対象とならないことなどから、そもそも雇用保険に加入していない派遣労働者等、非正規労働者はこの対象とならないという問題が指摘されてきた。
- 民主党は雇用保険法改正案において、派遣労働者及び短時間労働者も雇用保険の適用対象者とするよう、適用対象者の拡大等を準備しているが、昨今の厳しい雇用失業情勢に即刻対応するため、以下のとおり「解雇防止特別措置法案」を策定し、緊急に提出することとした。
  - ▶ 事業主に対して助成される雇用調整助成金について、以下のとおり要件等を拡充し、解雇を防止する。
    - \* 2ヶ月以上勤務している非正規労働者の休業等も対象とする（現行は同一事業主に引き続き雇用保険の被保険者として雇用された期間が6ヶ月以上の労働者が対象）。
    - \* 中小企業の受給額については、本年12月からの改正を踏襲し、休業手当相当額の5分の4の助成とする（従来は休業手当相当額の3分の2の助成）。
    - \* 労働日すべてについて支給されるものとする（現行は支給限度日数が最初の一年の間に100日まで）。
    - \* 対象労働者に対して農林水産業・介護・医療分野での職業能力開発を推進する。
    - \* 事業主の申請手続きがスムーズになるよう、国が必要な便宜を供与する。
    - \* 6ヶ月間の特別措置法とし、できるだけ速やかに実施するため、公布後2週間で施行する。

以上

<sup>1</sup> 使用者の責に帰すべき事由により休業する場合は、休業期間中は平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければならない。（労基法第26条）

<sup>2</sup> 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給される。受給要件を満たした場合の受給額は休業手当相当額の2分の1（中小企業事業主は12月から5分の4）、支給限度日数は3年間で150日（最初の1年間で100日分）まで。休業期間中に教育訓練を行う場合は、これに訓練費用1200円/人日が加算される。出向の場合も同様の助成が行われる。

## 派遣労働者等の解雇の防止に関する特別措置法案(仮称)骨子案

### 一 事業主に対する助成

- 1 政府は、雇用安定事業（雇用調整助成金）として、次の事業を行うものとする。こと。
  - ① 労働者派遣の役務の提供を受けている者が景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者であって勤続期間二箇月以上のものについて、職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とする休業又は教育訓練（以下「休業等」という。）を行う派遣元事業主その他当該労働者派遣に係る派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる派遣元事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
  - ② 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、有期労働者又は短時間労働者であって勤続期間二箇月以上のものについて、休業等を行う事業主その他有期労働者又は短時間労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
- 2 1による助成の対象期間は六箇月を上限とするものとし、対象期間内における休業等の実施日について支給するものとする。こと。
- 3 1による助成の日額を定めるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならないものとする。こと。
- 4 政府は、事業主が1による助成又は援助を受けようとする場合にその請求を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。こと。

### 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行するものとする。こと。
- 2 この法律は、施行の日から六月を経過した日に、その効力を失うものとする。こと。ただし、同日において現に支給中の助成については、この限りでないものとする。こと。